

脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

- 都市再生特別措置法により、**都市の脱炭素化に資する脱炭素都市再生整備事業に係る計画認定**を受けた事業に対し民都機構の金融支援が可能であるところ、当該認定を受けた事業者においては、**脱炭素化に資する先進的な取組を実施**したい意欲があるものの、先進的な取組の実証事業はコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
- また、**先進的な都市の暑熱対策に取り組み、都市の良好な環境形成に貢献**したい意欲がある事業者も多いところ、こうした先進的な取組の実証事業についてもコストが大きく収益性が乏しいことから、事業者にとって負担が大きい。
- このため、**都市の脱炭素化・暑熱対策に資する先進的な実証事業**について、**政策的に支援措置を講じ、その取組を強力に後押し**するとともに、その**成果を広く横展開し、わが国の都市開発における取組を一層推進**していくことが必要。

■ 対象事業者

- (1)脱炭素都市再生整備事業に係る計画認定を受けた事業者
- (2)都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）・都市再生整備計画の区域において都市開発(既存改修を含む)を行う事業者等

■ 対象事業

- (1)都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業
(経済産業省又は環境省において技術開発に対する補助事業がある技術に関する実証を除く)
- (2)都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業

■ 支援額等

- ・実証事業経費の1/2を補助（上限20,000千円） ※令和8年度事業

■ 支援要件

- ・都市の脱炭素化又は暑熱対策に資する先進的な取組の実証を行う事業であること
- ・CO2排出量削減に関する効果目標/都市の暑熱対策に関する効果目標を設定すること
- ・実証事業の手法及び成果を広く公表すること
- ・都市の良好な環境形成に寄与すること

■ 実証事例やイメージ



室外機緑化

↓
室外機及び周辺の温度低下により、都市における空調設備の効率的利用を促し、省エネや排熱の抑制につながる



効果的なクールスポット創出に向けた冷却装置の適正配置等

↓
外気温低下や利用者の快適性向上により良好な都市環境の形成に寄与

